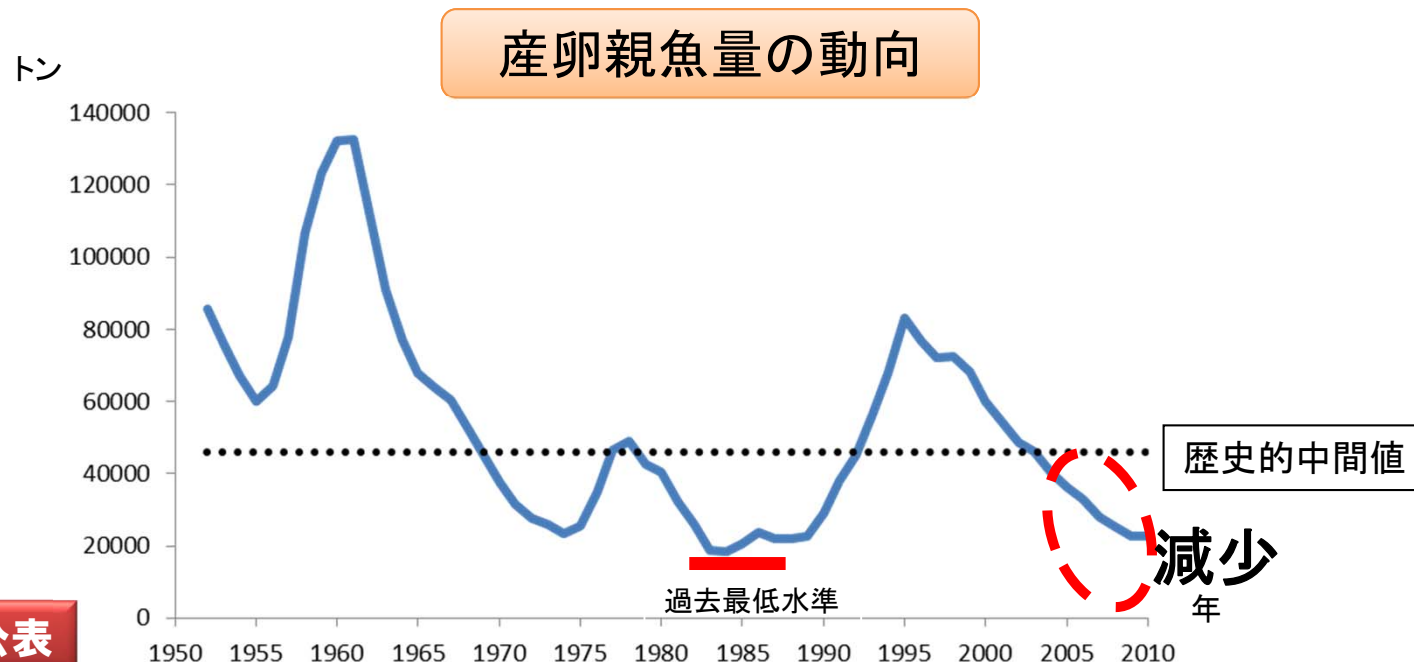


太平洋クロマグロの資源評価結果と 管理強化の対応について

平成25年3月
水産庁

科学委員会（ISC）による太平洋クロマグロの資源評価（最新）



本年1月8日ISC公表

【資源評価結果の概要】

- 資源状況は過去最低水準付近にあり、いかなる指標に照らしても2010年は過剰漁獲の状況にある。
- WCPFC及びIATTCの現行の保存管理措置や日本の自主的措置が確実に実施されれば資源状況は改善されると思われる。

この結果を踏まえた保存管理措置の改定については、本年9月のWCPFC北小委員会*で議論

* 北小委員会: 主に北緯20度以北の水域に分布する資源(太平洋クロマグロ、北太平洋ビンナガ、北太平洋メカジキ)の資源管理措置について本委員会に勧告を行うWCPFCの下部組織

太平洋クロマグロの資源評価についての報道状況

1. 国内報道状況

(1) 2013年1月9日付け A新聞 太平洋クロマグロ 30年には3.6倍

日本近海を含む太平洋産のクロマグロ(親魚)が、2030年までに最大で10年の**3.6倍に増える可能性**があるとの予測を、漁業管理機関「中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)」の科学委員会が8日公表した。日本で消費差されるクロマグロのうち、太平洋産は約7割を占めている。**資源量の増加は、将来的な価格下落につながる可能性もあり、日本にとっては朗報**と言えそうだ。

(2) 2013年1月13日付け B新聞 太平洋クロマグロ 2030年に3.6倍へ

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の科学委員会は9日までに太平洋クロマグロ(親魚)の資源量に関する報告書をまとめた。乱獲の結果、2010年時点で過去最低に近い水準まで資源量は減少したが、現在の漁獲規制を確実に実施すれば、**30年までに最大で3.6倍の約83,000トンにまで増加する可能性**があると予測した。

2. 海外報道状況

(1) 2013年1月8日付け C社 太平洋クロマグロの尾数は、過去最低に近い

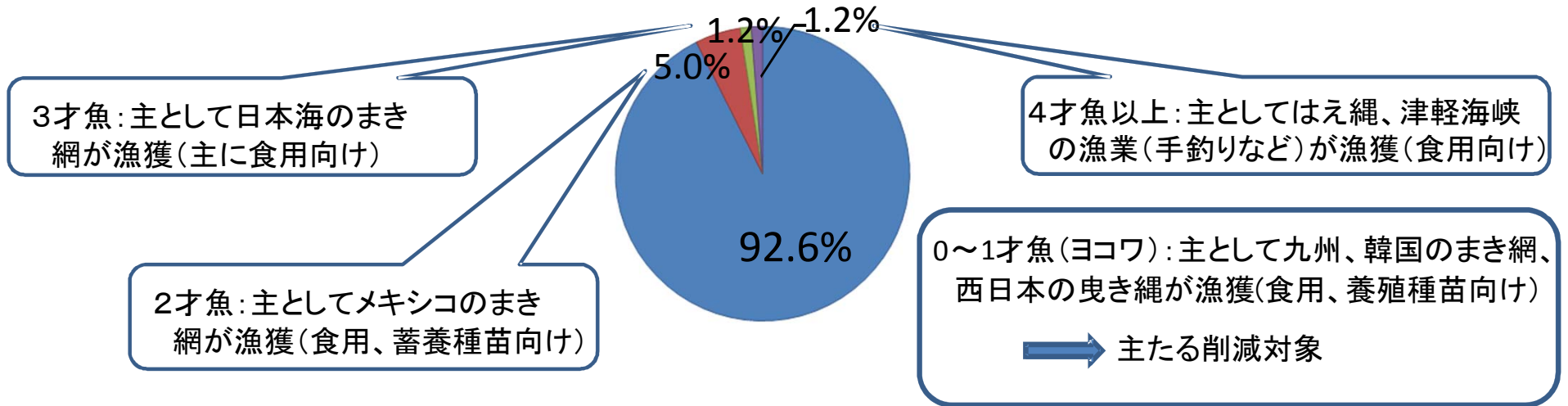
ISCの最新の資源評価結果が公表され、1980年代の過去最低に近い水準であった。**日本が最大の漁業国**であるが、漁獲の大部分が未成魚であり、現状の漁獲レベルは非持続的である。PEW(環境保護団体)は、太平洋クロマグロは**96%も減少**しており、**ほとんど対策がとられないことのないまま、この資源状況になったことは恐ろしい**とし、太平洋全域で**最小体長規制の導入が不可欠**であると述べる。

(2) 2013年1月9日付け D社 太平洋クロマグロの資源量急減、漁獲規制が不十分－環境団体

太平洋クロマグロの資源量は過剰な漁獲が影響し、**漁獲しなかった場合の水準を96.4%下回っている**とPEW(環境保護団体)が指摘した。同グループは、太平洋西部にある産卵場での漁獲規制が不十分なためにクロマグロの個体数は急減したと指摘。最新の資源量評価は「**ショッキングなものだ**」と語った。同グループは「今回の最新データは太平洋クロマグロの資源量が過去に比べるとほんのわずかで、**絶滅寸前の危機にあることを示している**」と警告。漁獲されたクロマグロの90%以上は産卵前の段階だと指摘した。同グループの発表はISCの報告に基づいている。

太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合 (2001-2010年の平均)



(参考) 大西洋クロマグロの漁獲規制

○原則30kg未満の採捕、水揚げ禁止

約4割削減

○総漁獲枠(TAC)の推移

(単位:トン)

	2008年	2009年	2010年	2011~12年
東大西洋 (地中海を含む)	28,500	22,000	13,500	12,900
(うち、日本)	(2,431)	(1,871)	(1,148)	(1,097)
西大西洋	2,100	1,900	1,800	1,750
(うち、日本)	(380)	(330)	(311)	(302)

漁獲規制に加え、以下の保存管理措置

(東大西洋資源)

- ・漁獲数量が適切に報告されていない場合等のクロマグロ放流の義務づけ。
- ・遵守会合において、各国の遵守計画をレビューし、監視取締措置が不十分と判断された場合、操業を認めないことを決定。
- ・科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合の漁業停止義務を規定

(西大西洋資源)

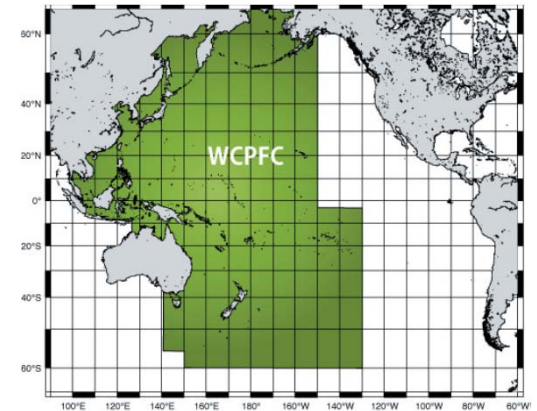
- ・科学委員会が資源崩壊の危機を認めた場合の漁業停止義務を規定

WCPFC及びIATTCによる太平洋クロマグロの管理

■2012年のWCPFC会合で採択された保存管理措置の概要 (2013年の措置)

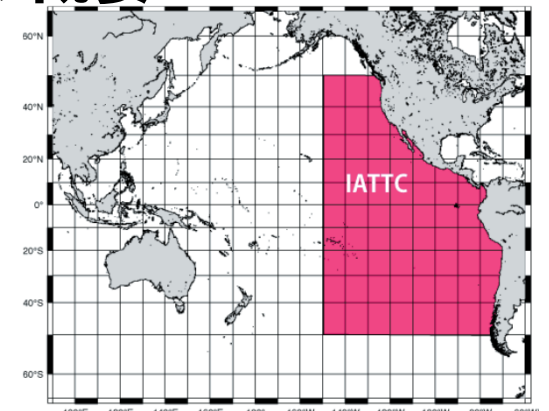
＊基本的に現行管理措置(2011年及び2012年)を1年間延長

- 各国は、クロマグロの漁獲努力量(操業隻数・日数等)を、沿岸の零細漁業を除き、2002～2004年水準よりも削減
- 各国(韓国を除き)は、上記の実施に際し、未成魚(0-3才)の漁獲量を2002～2004年水準よりも削減
- 韓国は、未成魚の漁獲量を規制し、各国はこれに協力
- 太平洋クロマグロ製品の国際貿易の監視及び報告(新規)



■2012年のIATTC会合で採択された保存管理措置の概要 (2012年及び2013年の措置)

- 2012年、2013年の2年間の合計で漁獲枠10,000トン
【メキシコの平均漁獲実績】2002-2004年:4,600トン



我が国の太平洋クロマグロの資源管理強化の取組状況

		措置の内容	2010年度 (22年度)	2011年度 (23年度)	2012年度 (24年度)
漁業管理	沿岸漁業	定置漁業の免許数抑制	10年1月		
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(日本海・九州西)		11年4月～	
		曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化(太平洋、瀬戸内海)			12年4月～
	沖合漁業	まき網漁業の漁獲量管理(九州西・日本海側)		11年4月	
		まき網漁業の漁獲量管理(太平洋側)			12年4月
	養殖業	クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化	11年1月		
		養殖実績の公表	11年1月～12月	12年1月 3月	収集 公表
		養殖場拡大防止の大臣指示			12年10月
	輸入管理	韓国産クロマグロ	輸入情報収集	10年1月	
輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請				11年1月	
メキシコ産クロマグロ		輸入情報収集		11年2月	
		輸入業者等への輸入増大抑制の協力要請			11年9月

資源管理の強化に向けた課題と今後の対応

●太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国として、我が国が率先して資源管理に取り組む。

我が国の基本的考え方

- 未成魚の漁獲の抑制・削減
- 親魚資源量が歴史的な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回らないように管理

北小委員会で検討され、WCPFCで決定される資源管理措置の反映

○沿岸漁業

- ・隻数制限を視野に入れた対応
- ・種苗採捕漁船の管理(例:ポジティブリスト化) 等

○沖合漁業

- ・漁獲量削減の実施及び取組みの継続 等

○養殖業

- ・養殖漁場の数・規模の原則「現状維持」の徹底
- ・天然種苗用と人工種苗用漁場の仕分け 等

○国際対応

- ・WCPFC、IATTCとの連携の下、ルールを遵守しないクロマグロの輸入防止 等

実効を確保するための担保措置は、広域漁業調整委員会等の場で検討

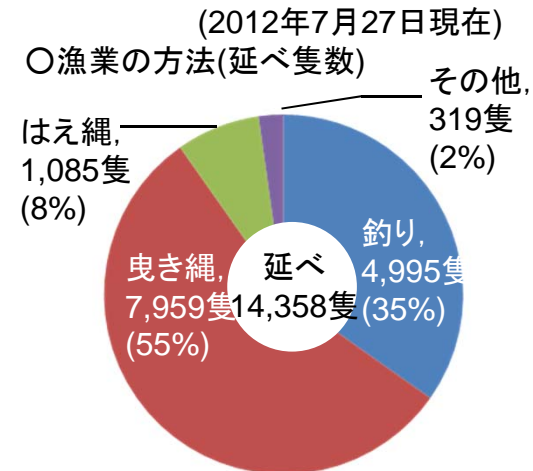
WCPFC会合で検討

沿岸漁業の届け出状況等

全海域における沿岸クロマグロ漁業の届出 状況

○届出件数

北海道	121	新潟	106	徳島	251
青森	455	富山	17	愛媛	63
宮城	7	石川	778	高知	1,159
秋田	78	静岡	528	福岡	588
山形	86	愛知	1	佐賀	42
福島	126	三重	1,058	長崎	1,932
茨城	324	兵庫	40	熊本	50
千葉	464	和歌山	1,080	大分	58
東京	533	島根	100	宮崎	414
神奈川	124	山口	740	鹿児島	289
				沖縄	3
				合計	11,615



○ 種苗採捕従事の沿岸漁船(速報)

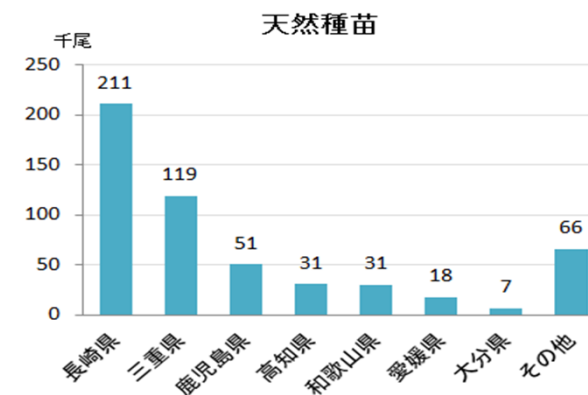
全国計:約2400隻

主要県:三重約800隻、高知約500隻、長崎300隻

クロマグロ養殖種苗活け込み尾数(天然種苗)

全国計: 535 千尾

(内訳)



注:その他とは、京都府、山口県、佐賀県、熊本県

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づく基本方針(平成24年4月に変更)

- 2 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項
太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲が抑制・削減、親魚資源の持続的利用が図られるよう、まぐろ資源の保存及び管理の強化に必要な措置を積極的に講ずる。
- (1) 国際機関におけるまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置の設定に資するための施策
- ① 漁獲量、漁獲努力量、養殖生産量等の漁業データ及び漁獲物の年齢組成等の科学的データの収集
- (2) 保存管理措置の有効性を確保するための施策
- ① 養殖業の実施状況の把握



「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」の概要(平成22年5月11日農林水産省プレスリリース発表)

1. 基本的な対応
未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進。資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理。
2. 施策
- 1の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施。
- (1) 国内の資源管理措置の強化
- 22年度中に次の事項を含む資源管理の計画策定等を行い、23年度から実施。
- ① 沖合漁業：大中小型まき網漁業について、未成魚等の漁獲抑制・削減措置の導入
- ② 沿岸漁業：曳き縄漁業等について、隻数制限を視野に入れ届出制の導入、漁獲実績報告の義務化
- ③ 養殖業：くろまぐろ養殖場について、登録制の導入、養殖実績報告の義務化
- 上記計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討。
- (2) 国際交渉対応
- WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の保存管理措置について、未成魚の漁獲抑制・削減の方針を反映するとともに、韓国の参加を促す。また、メキシコ(非加盟国)に対し保存管理措置への協力を要請。
- (3) 調査研究の強化
- 漁獲情報収集の迅速化、調査研究体制の強化を図る。